

寄 附 行 為

財団法人 大阪科学技術センター

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪科学技術センター（英文名 OSAKA SCIENCE & TECHNOLOGY CENTER。略称「OSTEC」）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市西区靱本町1丁目8番4号に置く。
2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、科学技術の振興に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、関西産業発展の基盤の強化に資するとともに、わが国科学技術水準の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術の研究及び開発の促進と助成
- (2) 産学協同による研究開発の実施とその成果の普及
- (3) 産業界と学界、研究機関及び官庁との連絡提携の強化
- (4) 研究者、技術者及び技能者の能力開発の推進
- (5) 科学技術に関する情報の提供と情報流通の円滑化の促進
- (6) 科学技術の普及啓発
- (7) 科学技術に関する国際交流の推進
- (8) 中小企業の技術振興
- (9) 地域開発のための科学技術の振興
- (10) 科学技術の振興に関する調査、研究及び意見活動
- (11) 知識集約型産業技術基盤の整備
- (12) 技術に関する相談、鑑定、証明などの実施
- (13) 大阪科学技術センタービルその他の科学技術振興のための諸施設の設置及び運営
- (14) その他この法人の目的達成のため必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 賛助会費収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 設立後基本財産として寄附された財産
- (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び経済産業大臣（以下「主務大臣」という。）の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始前に主務大臣に届け出なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 13 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、評議員会の同意を経て、その事業年度終了後 3 ヶ月以内に主務大臣に報告しなければならない。

(収支差額の処分)

第 14 条 この法人の毎事業年度の収支差額は、理事会の議決を経て翌事業年度に繰り越し、又はその全部若しくは一部を基本財産に繰り入れるものとする。

(長期借入金)

第 15 条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を受けるものとする。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 16 条 第 8 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を受けるものとする。

(特別会計)

第 17 条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、一般の経理と区分して整理するものとする。

第 4 章 役員、評議員等

(役員の種類及び定数)

第 18 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を専務理事、1人以上3人以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長、専務理事及び常務理事を選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか 1 人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。また、同一業界の関係者の数は理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。また、監事には、この法人の理事、理事の親族その他特別の関係にある者又は、この法人の職員が含まれてはならない。

(役員の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 専務理事は、会長を補佐して、業務を総括する。会長に事故があるとき又は会長が欠

けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること

(役員任期)

第 21 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 22 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現数及び評議員現数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 23 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員)

第 24 条 この法人に、評議員15人以上20人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員の選出にあたっては、役員又は評議員のいずれか 1 人とその親族その他特別な関係にある者の数が、評議員現数の 3 分の 1 を超えてはならない。

6 評議員は、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

7 評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(顧問)

第 25 条 この法人に、顧問19人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を具申する。
- 4 顧問の任期は、第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(参与)

第 26 条 この法人に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、参与会を構成し、この法人の運営に関し、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を具申する。
- 4 参与の任期は、第21条第1項、第2項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。
- 5 前4項のほか、参与会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(委員会及び委員)

第 27 条 この法人は、理事会の議決を経て、この法人の事業の実施計画を立案し推進するため、必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 前2項のほか、委員会及び委員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(賛助会員)

第 28 条 この法人に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する法人及び個人とする。
- 3 前2項のほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 29 条 この法人に事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか所要の職員を置く。
- 3 職員は有給とする。
- 4 事務局長は、理事会の同意を経て、会長が任免し、職員は会長が任免する。
- 5 前3項のほか、事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 会 議

(会 議)

第 30 条 この法人の会議は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事会が必要と認めたとき
 - (3) 理事現在数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (4) 第20条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集及び議長)

- 第32条 理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、前条第3項第4号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。
- 2 会長は、前条第3項第3号及び第4号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の定足数)

- 第33条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めのある場合を除き、理事会に出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の欠席者の表決)

- 第35条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に関し、書面をもってその議決権を行使することができる。この場合、書面をもって議決権を行使した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(評議員会の招集及び議長)

- 第36条 評議員会は、会長が招集し、その議長は、評議員の互選により定める。

(評議員会の定足数等)

- 第37条 第31条第3項、第33条及び第35条の規定は、評議員会に準用する。この場合、これらの条文中「理事会」とあるのは、「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替える。

(議事録)

- 第38条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会議の構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した構成員の氏名(書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

- (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及び会議に出席した構成員のうちからその会議において選出された2人以上の議事録署名人が署名押印をしなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の公益目的を有する法人に寄附するものとする。

第7章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

第42条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一

般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第 43 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 (平成22年 3 月16日)

この変更規程は、主務大臣の認可のあった後、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第18条第 1 項及び第 2 項の規程は平成22年 7 月 1 日から適用する。

施行 昭和42年 8 月30日

改正 昭和48年11月27日

改正 昭和50年 1 月20日

改正 昭和52年 4 月28日

改正 昭和55年 6 月16日

改正 昭和61年 9 月25日

改正 平成 4 年 5 月21日

改正 平成 8 年 9 月11日

改正 平成11年 9 月20日

改正 平成17年 8 月10日

改正 平成22年 3 月16日